

○木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する規程

令和4年3月18日

選管規程第1号

改正 令和8年6月18日 選管規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和4年木城町条例第18号。以下「条例」という。)

第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)

第2条 条例第2条、第6条又は第9条の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条、第7条又は第10条に規定する有償契約を締結したときは、直ちに(立候補の届出前に当該契約を締結した場合にあっては、立候補の届出後直ちに)、当該契約に関する書面の写しを添えて、条例第3条、第7条又は第10条の規定による届出をしなければならない。

2 前項の規定による届出は、選挙運動用自動車使用契約届出書(様式第1号)、選挙運動用ビラ作成契約届出書(様式第2号)又は選挙運動用ポスター作成契約届出書(様式第3号)により行われなければならない。

(選挙運動用自動車の使用等の公費負担の確認申請等)

第3条 候補者(前条第1項の届出をした者に限る。以下同じ。)は、条例第4条第2号イ、第8条又は第11条の規定による確認を受けようとするときは、確認申請書を木城町選挙管理委員会に提出しなければならない。

2 前項の確認申請書は、選挙運動用自動車燃料代確認申請書(様式第4号)、選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書(様式第5号)又は選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書(様式第6号)によるものとし、同項の確認は、選挙運動用自動車燃料代確認書(様式第7号)、選挙運動用ビラ作成枚数確認書(様式第8号)

又は選挙運動用ポスター作成枚数確認書(様式第9号)を用いて行わなければならない。

(燃料供給業者等への確認書の提出)

第4条 候補者は、前条第1項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第2項の確認書を、条例第3条の有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者(以下「燃料供給業者」という。)、条例第7条の有償契約を締結したビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)又は条例第10条の有償契約を締結したポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)に提出しなければならない。

(契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)

第5条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書(自動車)(様式第10号の1)、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)(様式第10号の2)、選挙運動用自動車使用証明書(運転手)(様式第10号の3)、選挙運動用ビラ作成証明書(様式第11号)又は選挙運動用ポスター作成証明書(様式第12号)を、使用又は作成の実績に基づき作成し、条例第3条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者、ビラ作成業者又はポスター作成業者(以下「契約業者等」という。)に提出しなければならない。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書(燃料)を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

(請求書の提出)

第6条 契約業者等は、条例第4条、第8条又は第11条の請求をしようとするときは、請求書(選挙運動用自動車の使用)(様式第13号)、請求書(選挙運動用

ビラの作成) (様式第14号) 又は請求書(選挙運動用ポスターの作成) (様式第15号) に前条の規定による証明書(当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては、第3条第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し、ビラ作成業者又はポスター作成業者にあつては、第3条第2項の確認書) を添えて、木城町長に提出しなければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

附 則(令和5年3月15日選管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年6月18日選管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）
選挙運動用自動車使用契約届出書

年 月 日
木城町選挙管理委員会委員長 殿
年 月 日執行 木城町 選挙
候補者氏名 ⑩

次のとおり選挙運動用自動車の使用契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	

2 1 に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借 入 れ				円	
運 転 手 の 雇 用					
燃 料 代					

備考
1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

様式第2号（第2条関係）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

年 月 日

木城町選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日執行 木城町 選挙
候補者氏名 ㊟

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第3号（第2条関係）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

年 月 日

木城町選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日執行 木城町 選挙
候補者氏名 ⑩

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第 4 号（第 3 条関係）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

年 月 日
木城町選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日執行 木城町 選挙
候補者氏名 ⑩

次の選挙運動用自動車燃料代につき、木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条第 2 号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 円

区 分	購入金額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額（a）	円	円
今回の購入金額（b）	円	円
燃料代計（a）＋（b）	円	円
備 考		

- 備考
- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から木城町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

様式第5号（第3条関係）

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

木城町選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日執行 木城町 選挙
候補者氏名 ⑩

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（a）	枚	枚
今回の枚数（b）	枚	枚
枚数計（a）＋（b）	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から木城町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

様式第6号（第3条関係）

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

年 月 日

木城町選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日執行 木城町 選挙
候補者氏名 ⑩

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累積枚数（a）	枚	枚
今 回 の 枚 数（b）	枚	枚
枚 数 計（a）＋（b）	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から木城町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

様式第7号（第3条関係）

選挙運動用自動車燃料代確認書

年 月 日

木城町選挙管理委員会

委員長



木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イ
に定める金額の範囲内のものであることを確認する。

- 1 年 月 日執行 木城町 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認金額 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物を没収された場合には、燃料供給業者は、木城町に支払を請求することはできません。

様式第8号（第3条関係）

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

年 月 日

木城町選挙管理委員会

委員長



木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚
数の範囲内のものであることを確認する。

1 年 月 日執行 木城町 選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、木城町に支払を請求することはできません。

様式第9号（第3条関係）

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

年 月 日

木城町選挙管理委員会

委員長



木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定
める枚数の範囲内のものであることを確認する。

1 年 月 日執行 木城町 選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補
者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場
合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添
付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、
ポスター作成業者は、木城町に支払を請求することはできません。

様式第 10 号の 1（第 5 条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

年 月 日

年 月 日執行 木城町 選挙
候補者氏名 ⑩

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送 契約による場合	2	左に掲げる場合 以外の場合
運送事業者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名				
車種及び自動車登録番号又 は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考	
		円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が木城町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、木城町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
 - (1) 以外の場合 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の 2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
- 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、木城町に支払を請求することはできません。

様式第10号の2（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

年 月 日

年 月 日執行 木城町 選挙
候補者氏名 ⑩

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の住所又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名）				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
		ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が木城町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、木城町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

様式第10号の3（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

年 月 日

年 月 日執行 木城町 選挙
候補者氏名 ⑩

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運転手の氏名及び住所	住所	
	氏名	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が木城町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、木城町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、木城町に支払を請求することはできません。

様式第 1 1 号（第 5 条関係）

選挙運動用ビラ作成証明書

年 月 日

年 月 日執行 木城町 選挙

候補者氏名 ㊦

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が木城町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、木城町に支払を請求することはできません。
- 一人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - 町長：枚数 5，000 枚、町議会議員：枚数 1，600 枚
 - 限度額 8 円 3 8 銭（単価）×(1)の枚数

様式第 1 2 号（第 5 条関係）

選挙運動用ポスター作成証明書

年 月 日

年 月 日執行 木城町 選挙
候補者氏名 ㊤

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
木城町におけるポスター掲示場数	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が木城町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、木城町に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数 木城町におけるポスター掲示場数×1. 2（1 未満の端数が生じたときは、これを 1 に切り上げる。）
 - 限度額 5 8 6 円 8 8 銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 5 4, 4 2 1 円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、1 円に切り上げる。）×(1)の枚数

様式第 1 3 号（第 6 条関係）

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

年 月 日

木城町長 殿

住所（所在地）

氏名（名称） ㊟

（法人にあつては、その代表者の氏名も）

木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請 求 金 額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選 挙 名 年 月 日執行 木城町 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振込先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 4 5 年運輸省令第 7 号）第 1 3 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号）第 3 6 条の 1 7 第 1 項第 4 号若しくは第 3 6 条の 1 8 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、木城町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その1

請 求 内 訳 書
(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約
により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
	円×1台 = 円	64,500 円×1台 =64,500 円	円	
	円×1台 = 円	64,500 円×1台 =64,500 円	円	
	円×1台 = 円	64,500 円×1台 =64,500 円	円	
	円×1台 = 円	64,500 円×1台 =64,500 円	円	
	円×1台 = 円	64,500 円×1台 =64,500 円	円	
	円×1台 = 円	64,500 円×1台 =64,500 円	円	
	円×1台 = 円	64,500 円×1台 =64,500 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙) その2の1

請 求 内 訳 書
(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

自動車の借入れ

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
	円×1台 = 円	16,100 円×1台 =16,100 円	円	
	円×1台 = 円	16,100 円×1台 =16,100 円	円	
	円×1台 = 円	16,100 円×1台 =16,100 円	円	
	円×1台 = 円	16,100 円×1台 =16,100 円	円	
	円×1台 = 円	16,100 円×1台 =16,100 円	円	
	円×1台 = 円	16,100 円×1台 =16,100 円	円	
	円×1台 = 円	16,100 円×1台 =16,100 円	円	
計			円	

備考

- 1 「運送金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙) その2の2

請 求 内 訳 書
(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

燃 料 代

販売 年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
		円× 0 = 円			
		円× 0 = 円			
		円× 0 = 円			
		円× 0 = 円			
		円× 0 = 円			
		円× 0 = 円			
		円× 0 = 円			
計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の計欄又は(イ)の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(ア)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(別紙) その 2 の 3

請 求 内 訳 書
(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

運転手

雇用年月日	報 酬 額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
	円	12,500 円	円	
	円	12,500 円	円	
	円	12,500 円	円	
	円	12,500 円	円	
	円	12,500 円	円	
	円	12,500 円	円	
	円	12,500 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額
を記載してください。

様式第 1 4 号（第 6 条関係）

請 求 書
（選挙運動用ビラの作成）

年 月 日

木城町長 殿

住所（所在地）

氏名（名称） ㊤

（法人にあっては、その代表者の氏名も）

木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例第 8 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請 求 金 額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選 挙 名 年 月 日執行 木城町 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振込先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び
選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してくださ
い。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、木城町に支払を請求することは
できません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本 1 枚（2 種類の場合には各 1 枚）
を添付してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書

候補者氏名

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
			8.38						

備考

- 1 D欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 4 E×Fの欄に1円未満の端数が生じた場合は、1円に切り上げてください。

様式第 1 5 号（第 6 条関係）

請 求 書
（選挙運動用ポスターの作成）

年 月 日

木城町長 殿

住所（所在地）

氏名（名称）

㊟

（法人にあつては、そ
の代表者の氏名も）

木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例第第 1 1 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請 求 金 額 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選 挙 名 年 月 日執行 木城町 選挙

4 候補者の氏名

5 振込先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書
及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出し
てください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、木城町に支払を請求することは
できません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

候補者氏名

ポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 $A \times B$	単価 C	枚数 D	金額 $C \times D$	単価 E	枚数 F	金額 $E \times F$	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の木城町におけるポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 $E \times F$ の欄に1円未満の端数が生じた場合は、1円に切り上げてください。

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第2条関係)

様式第3号(第2条関係)

様式第4号(第3条関係)

様式第5号(第3条関係)

様式第6号(第3条関係)

様式第7号(第3条関係)

様式第8号(第3条関係)

様式第9号(第3条関係)

様式第10号の1(第5条関係)

様式第10号の2(第5条関係)

様式第10号の3(第5条関係)

様式第11号(第5条関係)

様式第12号(第5条関係)

様式第13号(第6条関係)

様式第14号(第6条関係)

様式第15号(第6条関係)